



道路交通法上、自転車は軽車両です。自転車の交通違反は運転者の安全だけでなく、歩行者や周囲の人の安全にも大きく影響することを理解し、安全運転を心がけましょう。

令和6年12月（通算第144号）

発行：

公益財団法人東京しごと財団
（東京都シルバー人材センター連合）

令和6年11月1日から自転車の「ながらスマホ」「酒気帯び運転」の罰則が強化されました

自転車等による交通事故を防止するための改正

道路交通法が改正され、令和6年（2024年）11月1日から自転車運転中にスマートフォン等を使用する「ながらスマホ」の罰則が強化され、また、「自転車の酒気帯び運転」が新たに罰則の対象とされました。自転車の酒気帯び運転に関しては、運転をした本人はもちろん、酒気帯び運転をするおそれがある者に対し酒類を提供した者等、酒気帯び運転を幫助した者にも罰則が科されます。

運転中のながらスマホ

スマートフォンなどを手で保持して、自転車に乗りながら通話する行為、画面を注視する行為が新たに禁止され、罰則の対象となりました。ただし、停止中の操作は対象外です。

違反者

6月以下の懲役または10万円以下の罰金

ながらスマホにより交通の危険を生じさせた場合

1年以下の懲役または30万円以下の罰金



酒気帯び運転及び幫助

自転車の酒気帯び運転のほか、酒類の提供や同乗・自転車の提供に対して新たに罰則が整備されました。

違反者

3年以下の懲役または50万円以下の罰金

自転車の提供者

3年以下の懲役または50万円以下の罰金

酒類の提供者・同乗者

2年以下の懲役または30万円以下の罰金



“危険行為”を繰り返すと自転車運転者講習の対象になります

自転車の運転に関し一定の違反行為(危険行為)を3年以内に2回以上反復して行った者※に対し、「自転車運転者講習」の受講が義務づけられています。

※都内だけの取締り等に限られません。

命令を無視し、自転車運転者講習を受けなかった場合は、5万円以下の罰金が科されます。

<自転車運転者講習の対象とされる“危険行為”>

- 信号無視
- 通行禁止違反
- 歩行者用道路徐行違反
- 通行区分違反
- 路側帯進行方法違反
- 遮断踏切立入り
- 優先道路通行車妨害等
- 交差点優先車妨害
- 環状交差点通行車妨害等
- 指定場所一時不停止等
- 歩道通行時の通行方法違反
- 制動装置（ブレーキ）不良自転車運転
- 酒気帯び運転等 NEW
- 安全運転義務違反
- 携帯電話使用等 NEW
- 妨害運転

※自転車運転者講習の受講時間・手数料：3時間 6,000円



出典：警視庁ホームページより